

「令和6年からの贈与に関する概要と注意点」

1. 暦年課税の制度について

贈与税の制度には「暦年課税」と「相続時精算課税」の 2 種類があり、選択することができます。

暦年課税とは、贈与する人(贈与者)や贈与を受ける人(受贈者)には制限がなく、1 年間で受贈者が基礎控除額の 110 万円を超えて贈与を受けたら、受贈者に申告と納税の義務が生じます。もし贈与金額が基礎控除額の 110 万円以下であれば、申告も納税もする必要がありません。ただし、相続が発生してから過去 7 年間の贈与は贈与がなかったものとみなされ、相続財産に加算して相続税を計算します。この制度では、110 万円以下の贈与金額であってもすべて加算されてしまうことは注意が必要です(過去 7 年間の前半 4 年間は合計 100 万円までは加算されない)。

2. 相続時精算課税の制度について

相続時精算課税とは、贈与者は贈与をした年の 1 月 1 日時点で 60 歳以上の父母または祖父母であり、受贈者は贈与を受けた年の 1 月 1 日時点で 18 歳以上の推定相続人または孫でなければ適用できません。そして、令和 5 年までは一生涯の累計で 2,500 万円までは贈与税を納める義務がなく、これを超える部分に対して一律 20%の贈与税を課税していました。

その後、贈与者の相続が発生した場合には、相続時精算課税を適用した贈与財産は「贈与した時の評価額」で相続財産に加算して相続税を計算します。だから、値上がりする財産をこの制度を使って贈与することは効果的です。そして、一律 20%で課税されていた贈与税は、相続税から控除されますので、支払う贈与税はあくまでも前払金的な性格となります。なお、この制度は一度選択すると、「その贈与者からの以後の贈与」に関しては暦年課税を選択することができなくなりますので、実際に選択するかは慎重に検討する必要があります。このとき、父親からの贈与に関しては相続時精算課税を選択したとしても、母親からの贈与に関しては暦年課税を選択することができます。

この相続時精算課税制度ですが、令和 6 年 1 月 1 日から 1 年間で 110 万円の基礎控除額が新設されました。しかも、暦年課税と違い、相続が発生したときに毎年 110 万円の基礎控除額までの贈与金額は相続財産に加算しなくてもよいのです。それでも、相続時精算課税制度を選択した後は、かなり前の贈与であっても、期間の制限なく、すべて相続財産に加算して相続税を計算することにはなりません(110 万円を差し引いた残額を加算する)。

もし令和 6 年で子供や孫への贈与に対して、「初めて」相続時精算課税を適用したい場合には、令和 7 年 3 月 15 日までに税務署に相続時精算課税選択届出書を提出する必要があります(110 万円以下の贈与でも届出書の提出は必要となる)。

3. 相続時精算課税をどう使うべきなのか？

暦年課税では相続開始から過去 7 年間の贈与金額が相続財産に加算されてしまいました。ただし、これは相続時に「財産を実際に相続した相続人」と「遺言で財産を引き継いだ相続人以外の人」だけが対象となるのです。そのため、相続人以外の人(孫など)は遺言で財産を引き継がなければ、過去 7 年間の加算の対象にならないのです。だから、孫は暦年課税を選択しても基本的には不利にはなりません。

一方、相続人である子供は相続のときに財産を相続することが多いでしょうから、暦年課税による過去 7 年間の贈与は加算されてしまうことが大半です。そこで、そもそも子供に毎年 110 万円までしか贈与するつもりがない人は、相続時精算課税を選択すべきでしょう。110 万円の贈与を贈与者の死亡時まで継続していても、過去 7 年間の加算の対象にならないからです。なお、令和 6 年からは「暦年課税の基礎控除額 110 万円」と「相続時精算課税の基礎控除額 110 万円」がありますので、たとえば、父親からは相続時精算課税の贈与、母親からは暦年課税の贈与を受ければ、子供が 1 年間で 220 万円を贈与されても、基礎控除額以下として贈与税がかからないことになります。

2025 年 1 月～お仕事備忘録～

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

固定資産税の納付(第 4 期分)

固定資産税第 4 期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

確定申告(書面)の受付開始

令和 6 年分の所得税・住民税の確定申告の受付は、3 月 17 日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は 4 月 23 日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は 3 月 31 日までです。消費税を現金で納付する場合は 3 月 31 日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は 4 月 30 日です。

国民年金保険料の「2 年前納」の手続き

2 年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2 年前納」は、6 ヶ月及び 1 年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は、口座振替もしくはクレジットカードの場合は毎年 2 月末、現金の場合は 3 月末です。希望される方は早めに手続きをしましょう。

労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになってきました。来年度(第 1 期)より口座振替とするには、2 月 25 日までに口座を開いている金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

4 月昇給の場合の準備

4 月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

新入社員の受け入れ準備

4 月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、必要に応じて寮や社宅の手配、制服などの準備も行っておきましょう。

事務所紹介

Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



HAPPY BIRTHDAY

*1月6日(月)

1 月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp